

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二二二五号

原告より第十八準備書面

原告 同
被告 同
外七六名

一九九六年八月二七日

右原告ら訴訟代理人

- 弁護士 小野誠之
- 同 堀和幸
- 同 山本晴太
- 同 松本康之
- 同 池上哲朗
- 同 武田信裕
- 同 金京富
- 同 中田政彦
- 同 新谷正敏

京都地方裁判所
第一民事部 御中

②

被告第十準備書面（平成八年六月二十八日付）の国の主張（求釈明を含む）について

一、被告は原告に対して次のように釈明事項を求めているが、当該事項にかか
る事実は、本訴において初めて被告が言い出したことであり、まずは被告に
おいて事情詳細を明らかにした上でその事実とともに、法的な答弁を行うべ
きものである。

すなわち、求釈明事項は

「浮島丸事件の遺骨の収容及び保管は、個々の遺骨の身元の特定が困難であ
ったため、被告は、収容した遺骨を遭難者名簿の犠牲者の数に合わせて分け、
遭難者名簿上の特定人名を付して、個別に骨壺に入れて保管している」との
主張をもとに

「このような遺骨の保管状況及び保管経過を踏まえて原告らが遺骨として引
き渡しを求める具体的な対象と、その引き渡しを求める法的根拠を明らかに
されたい」というにある。

二、各原告らの求めてきた対象遺骨とその法的根拠については関係訴訟ないし

訴変更申立書において自明のことであり、今更、釈明を要する問題はない。

各浮島丸沈没にて帰らぬ人となった特定人の遺骨を、各関係遺族に引き渡
せと求めているものである。他者の遺骨を求めているものではない。

もし、これが、被告主張のような事情により、引き渡せないというのであ
れば、まずは、その事情とともに、引き渡せないという答弁を公式に行うべ
きものである。

原告に対する求釈明事項ではない。

三、そもそも、「収容した遺骨」を「遭難者名簿の犠牲者の数に合わせて分け、
遭難者名簿上の特定人名を付して、個別に骨壺に入れた」という事実は、本
訴においてはじめて、日本国として公式に明らかにしたことではなからうか？

そうとすれば、一九七一年一月、一九七四年一二月に、日本国外務省が
韓国政府を通じて、各遺族に返還した「遺骨」とは何であったのか。このと
きすでに身元不明の遺骨を、各「犠牲者の遺骨」と称して返還したというこ
となのであろうか？

数合わせをして分けた遺骨にすぎないことを、率直に説明して返還したの

か？このことを、まずは釈明・説明すべきであろう。

四、さらに、何故、一切身元が分からぬ遺骨となってしまうたのか？その理由を国は明らかにしなければならぬ。

浮島丸事件の遭難（死亡）者は、①海岸に打ち上げられた遺体―仮埋葬された、②一九五〇年三月、飯野サルベージ（株）が回収したといわれる一〇三柱の遺骨、③一九五四年一月、飯野重工による第2次引揚げによる多数の遺骨、以上三回の回収によるといわれる。

その誰ひとりとして身元が特定せぬまま、遺骨となってしまうたというのであるのか？

それはどうしてなのか？

適正かつ人道上の救出がここで行われたのだろうか？

国は、謝罪の一環としてこれについて明らかにしなければならぬ。

五、そして、被告が言うところの「死没者名簿」とは何か。その名簿は、いつ、誰が、どんな根拠にもとづいて作成されたものなのか。

ここに、遭難者全員が正しく記録されているというのか？この名簿そのもの

のすら開示せず、その根拠すら説明せず、その名簿と、その数に合わせて夫々、個別の「骨壺」にしてあるとの主張は、そもそも、国の保管している「遺骨」とは何かすらの概念を抱かせるものである。

六、以上、国は、誠実に事実を述べ、その上で、本訴請求に応じうる程度、応じえない範囲を答弁すべきものである。